

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5920

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	30,660 円
項目	事務所費	充当額	27,594 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 来客 1 職員 1 11 月 12 月 1 月分		
備考	10/28 引き落とし分 12/29 引き落とし分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5920

(2/3)

整理番号					-	
------	--	--	--	--	---	--

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※ 領収書がなくなりました。ご利用明細は下記の通りでございます。
ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

取引金融機関・店	取扱い金融機関・店	種別	通番
4864	4864015	70	0016
取扱日	口座番号等		
07-10-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
お引当	*****	お取引後残高	
時刻	09:30		
お支払可能残高			

マツサカタ・シケンキ

ガイ・イン・システム

様

048-945-0992

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※ 領収書がなくなりました。ご利用明細は下記の通りでございます。
ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

取引金融機関・店	取扱い金融機関・店	種別	通番
4864	4864015	70	0048
取扱日	口座番号等		
07-11-28			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
お引当	*****	お取引後残高	
時刻	10:35		
お支払可能残高			

マツサカタ・シケンキ

ガイ・イン・システム

様

048-945-0992

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※ 領収書がなくなりました。ご利用明細は下記の通りでございます。
ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

取引金融機関・店	取扱い金融機関・店	種別	通番
4864	4864015	70	0122
取扱日	口座番号等		
07-12-29			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
お引当	*****	お取引後残高	
時刻	12:21		
お支払可能残高			

マツサカタ・シケンキ

ガイ・イン・システム

様

048-945-0992

JAバンク



契 約 証 書

駐車場（中野115-4）

松澤 正 様

令和 7 年 7 月 / 日

取扱業者名

駐車場使用契約書

貸主 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和7年7月1日から 令和8年6月30までの 1年間
目的物件の引渡し時期	

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	
支払期限: 毎月	日までに ☐ 当月分 ☒ 翌月分 を支払う	
支払方法	☐ 口座振替 ☒ 振込み	
	☐ 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	
管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5921

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	令和 7 年 1 1 月分賃料		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、願書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	円
	敷金		55,000 円		賃料	0 ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課	円	(10%対象)
		0 円	円	非		0 円	
		0 円	円			0 円	
	住宅総合保険料について 全管協非請会 WRII決済 滋保証会社連動の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落としとなります。						
			合計			90,000 円	

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
・本契約は保証会社のエルズサポート加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0808 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F TEL 048-935-5551		
	管理店名	株式会社 ハル	連絡請求登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:50 GMT+9)		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連絡保証人及び種別	フリガナ	極度額		借主との関係
	氏名	生年月日		TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者		商号	エルズサポート	
緊急連絡先	氏名	総柄	TEL	
	住所		携帯	
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日
	従業員	[REDACTED]	[REDACTED]	

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室		
	所在地 埼玉県八潮市鏡町2丁目18-6				
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡	
	築年	2025年03月	建物所有者		
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社			
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫			
(3) 期間	契約期間	2025年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
	(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
		共益費	¥5,000	店 名	
				預 金 種 別	
				口 座 番 号	
				フリガナ	
			口座名義人		
			支払方法	振込口座振替・クレジットカード・お振込請求書	
		月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
		更新料	更新料前賃料の1ヶ月分	滞り賃金	年14.6% (7年を205日として日割(年))
	礼金	¥225,000	滞り賃金	1ヶ月を滞りとする	
(5) 担保	保証会社	大和リビング株式会社			
	管又連理は指金先	八潮営業所 営業所長 大久保 貴博 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5 5F 501号室 電話 048-996-7180			
(7) 特約・特記事項	建 築 先 プライマリアル 0120-200-850 (ダイヤリングインフォメーションセンター)				
	京阪賃貸借契約書特約・特記事項参照				

340-0808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い営業所 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5F 501号室 八潮営業所	
	貸借人 (乙)	住所	〒340-0801 埼玉県八潮市八郷431-1	
		フリガナ	宇田川 幸夫	
		氏名	宇田川 幸夫	
保証会社	所在地	〒 電話 ()		
	社名	FAX ()		
	書類送付先	電話 ()		
	担当部署	FAX ()		
入居者の概要	氏名	続柄	生年月日	性別
	宇田川 幸夫	本人	1978年 11月 27日	男・女
			(44 才)	
			年 月 日 男・女	
緊急連絡先	住所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4手織門ファーストビル 2階		
	フリガナ	心154		
	氏名	株式会社イントラスト		
	固定電話	03-6213-0250		
紹介	住所	〒 電話 ()		
	フリガナ	心154		
	氏名	乙との続柄		
	固定電話	03-6213-0250		

※本契約書は、先着順で、自記、印、代筆、電送、郵送、他、印刷物の付し、印刷番号、708

大和リビング株式会社 産式BBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5922

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 1 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	※業法第18条第1項に基づき印鑑留影
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		TEL 048-932-4055
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		携帯
	勤務先名	[REDACTED]		勤務先TEL [REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	連絡	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]		携帯 [REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
- ・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
- ・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
- ・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
- ・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫	TEL	048-932-4055
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額	フリガナ		極度額	
	氏名		生年月日	
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所			
	携帯			
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

- 📄 株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
- ✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
- 📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
- 👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
- 👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
- 👤 が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✅ すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場賃貸借契約書

(前部)

(1) 物件の表示	駐 車 場 名		コスモス 駐車場
	所 在 地		埼玉県八潮市緑町2丁目6
(2) 駐車車両	区画番号 (1)	区画番号 (2)	
	車 名 (1)	車 体 の 色	
	登録車登録番号又は車両番号	排 気 量	
	車 名 (2)	車 体 の 色	
(3) の 当 事 者	貸 賃 人 (甲)	貸 賃 人 (乙)	
	車 名 (1) の 車 両 標 識 号	車 名 (2) の 車 両 標 識 号	
(4) 期間	契 約 期 間 2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間		
(5) 賃料等・支払条件	月 額	駐車料	¥8,800
		店 名	
		預 金 種 別	
		口座番号	
		口座名義人	
	一 時 金	月 額 合 計	¥8,800
		支 払 期 限	翌月分を当月末日までに支払う
		遅延損害金	年14.0% (1年を365日として日割計算)
		日割貸料等 算 定 基 準	1ヶ月を暦日とする
		その他	
(6) 保証人			
(7) 管 理 人	名 称 大和リビング株式会社 所 在 地 埼玉県八潮市商業所 大久保 貴旨 電 話 ストライフ 1階 03-4929-7180 通 信 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (大和リビングインフォメーションセンター)		
(8) 特 約 ・ 特 記 事 項	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照		

契約締結日
西暦 年 月 日



貸賃人 (甲)		
貸賃人 (甲) の 代 理 人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 藤子 芳之	
貸賃人 (乙)	住 所	〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室
	フリガナ氏 名	〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室 フリガナ氏 名 藤子 芳之 携帯電話 固定電話
	メールアドレス	
	所在地 〒	電話 ()
法人	社 名	FAX ()
	郵便送付先	電話 ()
担当部署	担当部署	FAX ()
※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要 住宅名		
貸賃人 (乙) の 親 要	氏 名	宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (9) 次
	職 務 先	電 話 ()
	所 在 地	その他連絡先
	緊急連絡先	電 話 ()
法人	主 使 用 者 氏 名	電 話 ()
	主 使 用 者 住 所	その他連絡先
保証会社	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ 大和リビング株式会社 氏 名 株式会社インテラスト 乙との経路 固定電話 03-6213-0290 携帯電話 ()	
緊急連絡先	住 所 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室 フリガナ氏 名 藤子 芳之 乙との経路 固定電話 () 携帯電話 ()	
媒介		
媒介		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5923

(1/4)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	43,080 円
項目	事務所費	充当額	38,772 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 7 年 9 月分、10 月分）		
備考			



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		外野 マチ

入出金明細

照会範囲：2025年10月28日～2025年10月31日 照会件数：3件

2025年10月31日 11時55分46秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年10月31日	43,080円		セコム	

全件数：3件

██████████

請求證番号	2510120049
登録番号	T5011001035920

電話垂号: 048-810-4149

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

也 爲 神 也

消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥21,540	¥1,958
合計金額	¥21,540	¥1,958


 Türkiye Cumhuriyeti
 Millî Eğitim Bakanlığı

$$\left(\frac{1}{1 - \frac{1}{2}} \right)$$
[illegible]

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

© 2006 The Authors

【お問い合わせ先】
セコム株式会社
東浦和営業所
〒836-0926
埼玉県さいたま市緑区東浦和 7丁目
4-8-12 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。



消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥21,540	¥1,958
合計金額	¥21,540	¥1,958

指定口座	金融機関名	川口信用金庫	預金種目	口座番号
	支店名	支店	※※	※※※※※※

お知らせ	
------	--

通信欄

【明細】						(1 / 1)
コード	契約コード	- ご契約対象／ご請求内容	発生日／対象期間	本体価格／税額		合計金額
		事務室様 ご契約料	2025/10/01～2025/10/31	¥19,582 ¥1,958		¥21,540
				税込合計金額		¥21,540

ご不明な点、お気付きの点がございましたら、お手数ですが、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5924

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	435,000 円
項目	事務所費	充当額	391,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 11, 12, 1 月分		
備考	支払日：11 月 28 日、12 月 26 日		

支払証明書あり

理由

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃賃料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会のうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

賃貸人(甲)住 所

氏 名

賃借人(乙)住 所

氏 名

本 籍 地

勤 務 先

電話番号

048(594)1600

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5925

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	59,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料（2025 年 11 月分）		
備考	66,000+440=66,440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED] ***
取扱店 56704	お取引日 07-10-31	時刻 09:51
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥66,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C 認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

サイタマケンソソキン

カソ

普通 0661651

クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様

登録番号 0001

ご依頼人

タカハツトツヒロ セイムカツト"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065

取扱番号 400256

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

5925

(3/3)

賃貸借契約書				令和 3 年 5 月 10 日	
賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1			
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社			
賃借人	住所				
	氏名	高橋 裕裕			
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）				
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）				
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。				
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。				
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。				
期間	自 令和3年 5月 1日				
	至 令和4年 4月 30日		満 1 年間		
※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。					
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。				
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告				
	賃借人 3 ヶ月前予告		解約可能		
振込先					
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

政務活動費 領収書等貼付用紙

5926

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所セコム 10 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5926

(2/3)



政務活動費 領収書等貼付用紙

5926

(3/3)

8

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
07-10-31	.振替	*12,980	㇏㇏.㇏	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額：残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合は、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(1/11)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	262,779 円
項目	事務所費	充当額	236,501 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代金（10月31日・12月1日・12月31日）		
備考	$87593 \times 3 \text{ヶ月} = 262779 \text{円}$ $262779 \text{円} \times 90\% = 236501 \text{円}$ $236,501 = 262,779 \times 9/10$		

支払証明書あり

理由

領収書は貰っていないため契約書のみ。



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(3/11)

1-4.事業用建物／普通賃貸借契約（連帯保証人型）

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造・規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95	m ²
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の 〃 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(4/11)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

借主は契約更新時に取引業者に対し書頭作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処をすること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を守るものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☒ 媒介 ・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 19081 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県さいたま市中央区鈴谷	事務所所在地	
商号	株式会社 グッドステ	商号	
代表者等	益子 賢治	代表者等	
登録番号		登録番号	第 号
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

不動産賃貸契約条項

（契約の締結）

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」といいます。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。

（使用目的）

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

（賃料）

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

（共益費）

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」といいます。）に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

（保証金または敷金）

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金（以下「保証金等」といいます。）を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(6/11)

（契約の更新）

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3

4

（更新料）

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

（借主の負担すべき費用）

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

（消費税等）

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

（債務遅延損害金）

（内部造

第14条

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

（反社会的勢力の排除）

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

2

3

4

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

（修繕）

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第15条

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

1

（禁止または制限される行為）

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(7/11)

- による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと
- (内部造作および設備の新設等)
- 第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。
- (修繕)
- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(8/11)

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

（損害賠償責任）

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

（善管注意義務）

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

（管理規約等の遵守）

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

（保険の加入）

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

（通知義務）

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

（一部）
第23条

（免責）

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

（契約の解除）

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

（期間）
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(9/11)

り と の も	四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務
と は す	2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
さ	一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
更 な る	六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
J	八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
後	十 その他本契約の各条項に違反したとき
知	3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
更	一 第12条第1項に規定する確約に反した場合 二 第12条第2項の規定に反した場合 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合
E 目 録	（一部滅失等による賃料等の減額等） 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。
務 余	（期間内解約） 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(10/11)

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯保証人)
第30条

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務)
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議)
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄)
第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづき貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約)
第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

政務活動費 領収書等貼付用紙

5927

(11/11)

		立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。
	(連帯保証人)	
る解	第30条	連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、
します。		更新された場合も同様とします。
取用	2	連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本
ます。	3	連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記
みが	4	連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人
みが	5	貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しな
って		ければなりません。
	一	賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
	二	第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無と
		その額
	三	第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
渡し	6	連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人
貸		の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しな
有	7	借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとし
はて		ます。
	(財務状況等の説明)	
	第31条	借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、
諸		また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
上	一	財産および収支の状況
	二	主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
ま	三	主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨および
		その内容
い	2	個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解し
と		た上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。
	(協議)	
	第32条	貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。
管・	(管轄裁判所)	
な	第33条	本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易
		裁判所を合意管轄裁判所とします。
き	(特約条項)	
	第34条	第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。
		以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5928

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 10 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	第 1 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、5年6月6日より5月5日まで/年とする。賃料期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞り納める場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に準により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住所 氏名 姓

借主(乙) 住所 運田市東6-8-4 氏名 森 伊久磨 姓

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5929

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 10 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 〇 号
賃料	1ヶ月 全 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記各項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は 〇 年 〇 月 〇 日 から 〇 年 〇 月 〇 日 までとする。賃借期間満了の日以後必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀滅及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

〇 年 〇 月 〇 日

貸主(甲) 住所 氏名 印

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4 氏名 佐仲久穂 印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5930

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 31 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所掃除用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5930

(2/2)

納品・請求書
兼 領 収 書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川崎市津田町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9030001054688

納品日 07年 10月 31日 次回訪問日 11月 17日 D月 00998 4W
取引先 (現金)

商 品 名	契約前回数	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
			数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1969	1	1969			
BSC30 おそうじベアツク3 クレー	1	1990	1	1990			
BSC5-0 おそうじベアツク3シュッG	1		0				
BLALA-G おそうじベアツク377G	1		0				
BSC3CL ベアツク3用クリーナー			0				
10%合計				3,959	内消費税		(359)

前回未収残	税 抜 金 額		消 費 税		合 計 金 額		納 収 額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	納収額
(10%)		3,600		359		3,959		3,959

印 記
57円以上
貼 付

DUSKIN

伝票 NO.0010541773

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5984

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 1 日	支出額	180,000 円
項目	事務所費	充当額	180,000 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃 10～12 月		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5984

(2/2)

領 収 証

小川真一郎様

No. _____

★ ¥ 180,000 -

但 家賃 10、11、12 月分

7 年 11 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6032

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 4 日	支出額	20,000 円
項目	事務所費	充当額	20,000 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所電燈交換代		
備考			

キャッシュサービス ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

取 扱 日		取扱店・店番-通 番	
07 11 04		2167007キ-0047	
金融機関-店番-科目		口 座 番 号	
お取扱金種	千円	百円	十円
お取引内容	お引出	千円	百円
手数料	¥220	通帳頁	お 取 引 金 額
時 刻	09:56		¥20,000*
説明コード	お 取 引 後 残 高		

ご案内	埼玉信用組合		
	上里支店		
	普通 0190700		
	1)タシ"マデ"ンキ様		
	イイツ"カ トシヒコ様		
	0495212542		

④ 埼玉信用組合

〒 367-0061
本庄市小島南2-4-24


A15267171

飯塚 俊彦 様
TEL: 0495-71-6603 (00001911-000)

請求書

発行日 : 2025年10月28日 ページ: 1 / 1
請求書番号: 00003034 登録番号: T3030002081140
” 暮らしの夢のお手伝い ”

〒 369-0305
埼玉県児玉郡上里町神保原町776-9

ドリームライフサポート たじま
TEL: 0495-33-2946
FAX: 0495-33-8328
代表取締役: 田島植章

この度はありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

2025年10月26日締 (ご請求期間 2025年09月27日～2025年10月26日)

前 回 ご 請 求 額	ご 入 金 額	お 買 上 額 (税込)	(内 消 費 税)	ご 請 求 額
0	0	20,000	(1,818)	20,000 円
		(10%対象: 20,000)	(10%対象: 1,818)	

日付/伝票No	取 区	品 名 ・ 品 番 / 備 考	数 量	単 位	単 価	税 込 金 額		ご 入 金
2025/09/29 00056006	お買上	シーリングツイン・LED Hf-CM0834A	1		20,000	20,000		
		※以下余白						

振込先 埼玉信用組合上里支店 普通預金 0190700 (有) 田島電器

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6071

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃令和 7 年 11 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No. [redacted]

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを
双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: [redacted] 貸主代理人 (株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主 住所: [redacted]

氏名: 榮 寛美 TEL: [redacted]

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県 勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人 住所: [redacted]

氏名: [redacted] 印 TEL: [redacted]

緊急連絡先 住所: [redacted]

氏名: [redacted] 印 TEL: [redacted]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: [redacted] 登録番号: [redacted] 号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6072

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 11 月 10 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	07-11-05	14:58
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
万円 千円 千円		

お振込明細またはご案内

埼玉縣信用金庫
鴻巣支店
普通 0507032
1) ササツマツヨウテン様

電信

カネコウタセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号 400113

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

御 請 求 書

金子ゆう太県政事務所 御中

2025 年 11 月 1 日

製鉄原料

有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1-3-15

TEL 048-541-0637・542-5177

FAX 048-541-8870

登録番号 T1-030002082644

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額 ￥5,500- (税込)

日付	名 称	数 量	単 価	金 額	備 考
	廃棄物処理代(10月分)	1	式	5,000	5,000
小 計				5,000	
消 費 税 額 (10 %)				500	
合 計				¥ 5,500	

◎お振込みは下記銀行へお願いします。

＜お振込先＞ 埼玉信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032

口座名義 有限会社 笹島商店

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6125

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 7 日	支出額	1,980 円
項目	事務所費	充当額	1,584 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	11 月分・12 月分ダスキン使用料（事務所用）1 1 月 7 日他		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6125

(2/2)

納品・領収書

No.0001063242

T8030001000421

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年11月 7日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回残	今回残
PM-DE フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		90	

お 金

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前 回 未 収 額

納品・領収書

No.0001068313

T8030001000421

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年12月 5日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回残	今回残
PM-DE フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		90	

お 金

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前 回 未 収 額